

3 雇用・就労

(1) 保育士資格制度

保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行う。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図る。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討する。【平成21年度結論】(雇用工 a)

多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。

そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討する。【平成21年度結論】(雇用工 b)

(2) 生活保護制度の見直し

稼働可能世帯の就労促進や保護脱却に資する仕組みづくり

勤労に対するインセンティブ不足や、生活保護からの脱却以降の諸費用負担に伴う所得の一時的減少などが、生活保護からの脱却に向けて就労する意欲を阻害しているとの指摘もあり、より積極的に自立を促進する仕組みとなるよう制度を見直すことが必要である。

また、保護の世代間連鎖を断つために、就労するモデルが身近にあることに加えて、教育の充実が重要であるため、自助努力により大学等への進学を促進する施策の充実が望まれる。

以上を踏まえ、勤労意欲を高め保護脱却を促進する具体的仕組み及び保護の世代間連鎖を断つ仕組みについて、実証的な検証を行い、勤労控除等について効果的な仕組みを設計する。【平成21年度検討】(雇用工)

(3) 病児・病後児保育サービスの拡充

病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)~30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討する。**【平成21年度結論 平成22年度措置】(雇用工 b)**

ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かりが、適切に行われるための仕組みづくり

利用者の利便性の向上及び実施地域等の拡大を目的として、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等の機能を付加し、緊急サポートネットワーク事業は廃止することとしている。

したがって、ファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児の預かりまで行う場合には、研修など必要な措置を設けた上で、緊急サポートネットワーク事業における利用者等がファミリー・サポート・センター事業に円滑に移行できるよう措置する。

なお、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かりサービス提供者の要件を、これまでの緊急サポートネットワーク事業における要件に比べ過度なものにならないよう配慮するなど、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かりの必要なサービス提供が、十分に行われるよう適切な助言等を行う。**【平成20年度結論 平成21年度から措置】(雇用工 c)**